



# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第98号

令和5年度は、特に未成年者が当事者になる相談が増加しました。相談内容は、ゲームの高額課金やネット通販のトラブルなどです。



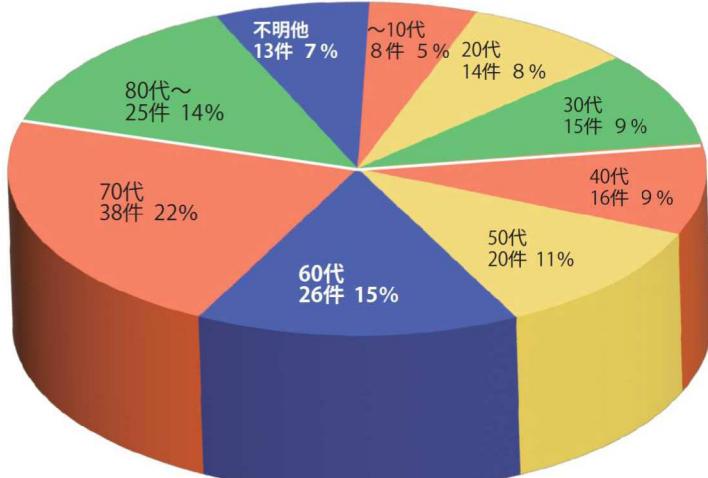
## 未成年者のトラブルが急増

令和5年度で最も多かった相談は、前年度と同様に通信販売のトラブルで、特に次のような相談が目立ちました。

- ネット通販で代金を前払いしてからの商品が届かず、事業者にも連絡がつかない「偽サイト」だった。
- 通信販売で注文した商品はクーリング・オフができません。事前に返品条件をよく確認してから申し込みましょう。

## 幕別町公式ホームページ [消費生活]

消費生活に関する役立つ情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



※60代以上の相談が全体の約50%を占める。

令和6年度消費者月間統一テーマ ◆毎年5月は消費者月間です◆  
「デジタル時代に求められる消費者力とは」

図書館・札内  
コムプラ内で  
啓発展示中！

毎月第1・3・5水曜日  
(祝日・年末年始を除く)は、  
午後7時まで札内相談室にて  
来所・電話ともに相談を受  
け付けています。予約不要で  
相談料は無料です。秘  
密は厳守しますので、気軽に  
相談してください。

夜間相談を  
実施しています

消費生活相談員が悪質商  
法や特殊詐欺の最新の手口  
や対処法について事例を交  
えながらお話しします。詳  
しくは消費生活センターに  
問い合わせてください。

出前講座を  
利用してみませんか

問 幕別町消費者生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付		場所
札内	月曜～金曜	午前9時～午後4時	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

# 見守り 新鮮情報

# 消費生活センター 一人で悩まず、 気軽に相談を

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかご紹介します。



## Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する**消費者と事業者間のトラブル**について相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。ケースによっては交渉の手伝い(あっせん)をすることもあります。

## Q2 事前に準備しておくとよいものはありますか？

契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとよいでしょう。

## Q3 どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「**188**」にあかけください。お近くの消費生活センター等につながります。

## Q4 料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。消費生活相談員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。



\*寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。